

答申第1号（概要）

- 1 **件名** 「平成16年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査における個別面接カードに記録された本人の情報」
- 2 **請求者** 高知県内の個人
- 3 **請求年月日** 平成15年8月22日
- 4 **原決定年月日** 平成15年10月3日
- 5 **決定の内容** 部分開示
- 6 **異議申立年月日** 平成15年10月15日
- 7 **部分開示理由**

個別面接カードに記載された評価に関する情報を開示することにより、面接審査員に心理的負担を与え、適正な評価ができなくなることが予想され、今後反復又は継続して実施する採用選考審査の円滑若しくは適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため。（条例第16条第6号ア該当）

- 8 **諮問年月日** 平成15年10月23日
- 9 **答申年月日** 平成16年3月1日
- 10 **審査会の結論**

教育委員会は、異議申立人が開示を求める部分（非開示とした部分のうち審査員氏名を除く部分）のすべてを開示すべきである。

11 審査会の判断概要

(1) 条例第16条第6号ア該当性について

第一次審査における個別面接は、1人の受審者に対し3人の審査員で行われていて、審査員の記述欄の記述内容に疑問や不満がある場合には、採用審査の実施方法や審査員の選び方など、採用審査制度そのものへの批判等として、実施機関に対して意見が寄せられる可能性は考えられるものの、審査員個人への嫌がらせや働きかけが起きる可能性は低いと考えられる。

また、人間性を重視した採用を行う中での面接審査の重要性から考えると、評価は確信をもってなされるべきであり、開示される可能性を意識して記述がなされる場合には、より正確で詳しい記述になることが期待される。

以上のことから、記述欄の記述内容を開示しても、今後の採用審査の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(2) 審査員の氏名の開示について

実施機関は、平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査の面接審査員の名簿を開示している。

よって、審査員個人に嫌がらせや働きかけがなされる可能性は低いと考えられるが、審査員には公務員以外の者も含まれており、評価に関する情報の開示を前提とした場合に、公務員以外の者は、審査員の職を引き受けることを躊躇することも考えられる。